

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）議事録

■日時 令和2年6月25日（木）午前11時05分～午前11時39分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、小堀委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染、騒音・振動共通の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第 3 回）

速 記 録

令和 2 年 6 月 25 日（木）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

(午前 11 時 05 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 おはようございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名全員の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 3 回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございません。

それでは、齋藤部会長、よろしく申し上げます。

○齋藤部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○宮田アセスメント担当課長 傍聴人の方は入室されました。よろしく申し上げます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

傍聴の方は、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させるために、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等の健康状態の良くない方は出席をお控えください。

傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されて結構です。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となります。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では事務局から説明させていただきます。

今日配付しております資料 1-1「環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について」の資料を御覧ください。

事業名称は、「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」となります。

「1 選定した環境影響評価項目」は、「大気汚染」、「騒音・振動」、「地盤」、「水循環」、「日影」、「電波障害」、「風環境」、「景観」、「史跡・文化財」、「廃棄物」、「温室効果ガス」の 11 項

目となります。

評価項目についての意見がございます。後ほど説明させていただきます。

続いて、「2 選定しなかった環境影響評価項目」は、「悪臭」、「水質汚濁」など6項目となっております。これについて意見はございませんでした。

「3 都民の意見及び周知地域区長の意見」は別紙のとおりとなっております。

1枚おめくりください。

「1 意見書等の件数」について、都民からの意見書はございませんでした。周知地域区長からの意見は港区長、渋谷区長、新宿区長の3件ございまして、合計で3件となっております。

「2 周知地域区長からの意見」です。まず、港区長からは、環境影響評価の項目に関するものとしましては、「風環境」、「温室効果ガス」、「緑化」、「景観」についての意見がございました。また、7番の「その他」として、本事業のほかに近接して都営住宅建替事業及び民活事業の整備などが計画されていることから、それらの事業や計画内容も踏まえて予測・評価をしてくださいという意見がございました。

続いて、渋谷区長からの意見ですが、環境影響評価の項目に関するものとしましては、「大気汚染」、「騒音・振動」、「風環境」についての意見がございました。

最後に新宿区長からの意見ですが、環境影響評価項目に関するものとしましては、「大気汚染」及び「振動・騒音」、「電波障害」、「景観」、「温室効果ガス」について意見がございました。

それでは、最初の資料1-1に戻っていただきたいと思います。選定した評価項目について項目担当の委員から意見がございました。

【大気汚染、騒音・振動 共通】についてですが、「大気汚染」及び「騒音・振動」について、影響に配慮すべき計画地周辺の施設として、教育施設や福祉施設等に加えて医療施設についても明らかにした上で、適切な環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うことという意見です。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、選定した環境影響評価の項目について御意見がありましたようですので、項目を担当されている委員から補足することがございましたら御意見をいただきたいと思います。

初めに高橋委員から何か御意見がありましたらよろしくお願いします。

○高橋委員 特に意見ということではないのですが、説明をさせてください。

評価書の表 6.2-9 に、この周辺で配慮すべき施設が表として上げられているのですが、これは通常であれば病院とか医療施設が入っているのが普通だと思ったのですが、今回はそれがなかったので、どうしてかなというのが気になって、これを上げさせていただきました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、森川委員のからも何かございましたらよろしくをお願いします。

○森川委員 私のほうでは高橋委員のコメントを聞きまして、これは大変重要なことだということを認識しまして、同じように「大気汚染」のほうからも意見を付けさせていただきました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

項目別にいただいた意見について、それぞれの御担当の委員から御意見をいただきましたけれども、この件について何か委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今、高橋委員からございました調査計画書の中身について若干補足をさせていただきます。

○齋藤部会長 はい、分かりました。

○宮田アセスメント担当課長 お手元に紫色の北青山三丁目の調査計画書を御用意いただきたいと思います。こちらの 33 ページをおめくりください。33 ページ、34 ページ、それから 35 ページと、3 ページにわたりまして「計画地周辺の主な公共施設等」が取りまとめられております。高橋委員からも御指摘がございましたが、医療施設についても環境配慮施設になっております。しかしながら、こちらの 33 ページから 35 ページについて、医療施設の表記がないということから今回の指摘に至ったということでございます。事務局からも補足させていただきました。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

○玄委員 私のほうから大丈夫ですか。

○齋藤部会長 はい、よろしくをお願いします。

○玄委員 「風環境」についてですが、これは 180m 規模の建物を建てることとなりますので、歩行者レベルでの周辺の「風環境」問題が懸念されています。「風環境」の評価を行う範囲について資料を提出していただいたのですが、具体的にページ数を言うと、140 ページのほうで、その範囲が描かれています。基本的にこの範囲を決める際には対象体というものを

中心に半径 1km 四方で範囲を決めるのですが、今、その範囲を見ると、神宮前五丁目のほうが出ているような感じがしますね。それをどういうふうに決めていたか、教えていただきたいと思っていますが。

○齋藤部会長 ということは、ただいまの話は、範囲を決めるところ、特にこの出っ張りのところについてどのような根拠に基づいて決めたのかということを確認したいということですか。

○玄委員 そうですね。そこに 1 本、高い建物が建ててあるので、もしその高い建物を考慮するならば範囲を広めて考えたほうがいいのではないかなと考えていました。ただし、別の理由でそこまで選んでいったならば、その理由について教えていただきたいと思っています。

○齋藤部会長 分かりました。この件に関しまして、今回事業者は来ておりませんが、事務局で回答できるような内容はございますか。

○宮田アセスメント担当課長 玄先生、御質問ありがとうございます。

○玄委員 はい。

○宮田アセスメント担当課長 140 ページの「環境に影響を及ぼすと予想される地域」のこの地域、円があってちょっと出ているところについてなのですが、円については 140 ページの前のページを御覧いただくと、網掛けがかかっている部分についての説明が書いてあります。139 ページですけれども、ここを読み上げますと、「図に示す外形線は、景観における近景域の範囲及び電波障害における遮へい障害の範囲」というふうになっておりまして、円は景観における近景域の範囲、具体的に言うと、下の備考に※をして書いていますが、計画地を中心とした 800m 以内の地域となっております。神宮前五丁目のところが少し出ていますけれども、こちらについては「電波障害」における遮へい障害の範囲ということで、この部分が飛び出ている形になっております。

玄先生の「風環境」についてなのですが、「風環境」については、技術指針において建物の高さの 2 倍から 3 倍の範囲で「風環境」の予測評価をするという形になってございます。

○玄委員 はい、分かりました。ありがとうございます。そうすると、「電波障害」などや、あと「風環境」を行う範囲がちょっと違うようですので、よかったら、「風環境」のところで評価を行う範囲をきちんと入れていただくと大変助かります。「風環境」のところでは、そちらの資料を見ると範囲を書き込んでいなかったのですね。一番最後のいろいろな評価を行うところを見て、範囲がおそらくそれぐらいになるかなと私のほうで考えていたのですが、「風環境」のほうだと 77 ページに記述がありますが、そこでは具体的に「風環境」の評価を

行う範囲は書かれていませんでした。

○齋藤部会長 今回の件は、事業者のほうに事務局から伝えていただいて、それを明確に示したものを評価書案としてつくってもらうというようなことでよろしいでしょうか。

○玄委員 はい、それでいいと思います。

○齋藤部会長 事務局もそれでよろしいでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 若干補足させていただくと、「風環境」の予測範囲については125ページの表8.2-28に、予測地域、地点ということで記載してございます。

○玄委員 分かりました。そちらのほうを見るようにします。

○宮田アセスメント担当課長 先生のご意見は事業者に伝えます。また、評価書案の段階で予測の範囲がしっかり分かるような形で図示等によってお示ししていくということで対応してまいります。

○玄委員 分かりました。お願いします。

○齋藤部会長 ほかに皆様から御意見、御質問等ございますか。奥委員、お願いします。

○奥委員 資料1-1に追記をしていただきたいということではないのですが、事業者の方にお伝えいただければと思うことが1点ございます。選定しなかった項目として「土壌汚染」が入っているのですが、この図書でいいますと97ページに「選定しなかった項目及びその理由」の記載がありまして、その中には、地歴の状況から見て土壌汚染の懸念はないというふうに書いてあるのですけれども、最後になお書きで、「一定規模以上の形質の変更を行うことから、関係法令に基づいて適切な時期に詳細地歴の調査・届出を行う」というふうに最後、この項目について記載がしてあるのですね。この適切な時期というのが大体どのぐらいの時期を想定しているのか、ここについて今後明らかにしていただきたいことを事業者にお伝えいただければと思っております。もし、大体どれぐらいの時期というのが事務局のほうでお分かりになるのであれば、今お答えいただければと思いますが。よろしくをお願いします。

○齋藤部会長 奥委員、ありがとうございます。どうでしょうか、事務局から何か補足で、今の内容について回答できることがございますか。

○宮田アセスメント担当課長 奥委員、御質問ありがとうございます。調査の時期なのですが、まだ今建物が建っております。これから壊して、調査ができる前提条件をまずつくっていくという形になるのですけれども、その時期についてはまだ詳細が分からないと事務局は聞いております。今後いつやるかということについては、評価書案の段階でしっかり対応してまいりたいと思います。

○奥委員 はい、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○齋藤部会長 そのほか、何か御意見はございますか。

私のほうからも1点だけお話しさせていただきたいと思います。私からの話も総括審議に持って行く話ではなくて、意見として業者にお伝えいただければと思っています。内容は、「温室効果ガス」に関するものなのですが、伝えていただきたいのは、2050年をにらんで再生エネルギーの利用を積極的に進めていただきたいという内容です。

そのように考えたのは、調査計画書の12ページに熱源計画があるのですが、その中で自然エネルギーに関するもの、外気冷房等という話が出てございます。これから事業計画が具体的に決まっていく段階ですので、まだまだ上げられていない内容がいろいろあるのだとは思いますが、この「外気冷房」だけが記載されていて、どういう対応がなされるのかが十分にここに記載されていないということに懸念を持っています。特に、外気冷房に関しては中間期ですよ。秋とか春とかに冷房を使うなら効果はあるのですが、夏場の熱の捨て場をどのようにしようとしているのかとか、夏の省エネ関係。それから、再生エネルギーをどのように使っていくのかということに関して、もう少し具体的にぜひ検討していただきたいと考えています。特にこの地域から若干離れてはいるのですが、下水熱を利用できる場所もございますので、そういったところも考慮に入れて自然エネルギーの利用を考えていただきたいということです。

自然エネルギー、再生エネルギーに関してはもう1点、視点がございまして、熱源に電気とガスというふうに記載されてございます。これは普通のことですので結構かなと思うのですが、ゼロエミッション東京戦略の中で、2030年目標と2050年へのチャレンジとして、2050年には既存の建築物のほとんどが再エネ設備を導入していると、そういう社会を、少なくとも東京は目指しているということからすると、この建物が動き始めるというか利用され始めるのが2030年ですが、2050年というとあとまだ20年ありますから、寿命としてはまだまだ半分に行くか行かないかぐらいですので、中核的に動いているところだと思うのですよね。そういう意味で申しますと、ゼロエミッション東京戦略というところの思想をぜひ生かしていただいて、再エネ設備を積極的に導入していただくことが必要であろうと考えています。これは私の理解が足りない部分もひょっとしてあるのかもしれないですが、東京都はゼロエミッション東京戦略というものに対して具体的に都の地球温暖化対策指針というものを4月に改定されて出されていますし、そのほかにエネルギー有効利用指針であるとか建築物の環境配慮指針などが出されているとは思いますが、この再エネ設備の導入をどの程度本当に

タイムラインとして進めていくのか。それに沿って事業者はやっていかなければいけないのですが、その具体的なステップのところはどのように記載されているのか。私も不勉強で申し訳ないのですが、分からないので、今は事業者の検討努力、再エネを入れるかどうかの検討努力に任されている段階ではないかと理解しています。そのような状況で、2050年にゼロエミッションというものは本当に可能なのかどうか。そうするとここはひょっとしたら東京都はもう少し踏み込んだ何かが必要なのかとも思っているのですが、話が大きくなりましたけれども、話を戻しますと、この事業者に関しては2050年を見通してゼロエミッション東京戦略の思想に沿って再エネ設備を積極的に導入していただくことを伝えていただきたいと考えています。事務局のほう、よろしいでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 齋藤部会長、どうもありがとうございました。ゼロエミ戦略については昨年12月にできたということで、今後ゼロエミ戦略も踏まえた上でそれぞれの開発計画で対応していったほしいというところがございます。確かに一度開発すると50年は使う設備、2050年の段階では生きているという形になりますし、齋藤部会長御指摘のとおり、再生可能エネルギーの設備は、建ってしまうとなかなか入れられないというところもございます。事業者の熱源計画の中で自然エネルギーの活用とか省エネ対策についてはしっかり取り組むというような方向性が示されておりますので、今日、お話がありました再生可能エネルギーという視点も加えまして、この計画の中で検討してもらえるように事務局から、齋藤部会長の御意見をお伝えして推進していきたいと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

ほかの皆様はよろしいでしょうか。

○堤委員 すみません、堤です。

○齋藤部会長 よろしく願いいたします。

○堤委員 「温室効果ガス」の担当で、齋藤先生の御意見はおっしゃるとおりだと思いますので、ぜひお伝えいただければと思います。

あと、区長さんからの意見の中で、「温室効果ガス」の取組について港区であるとかがモデルがあったりするようになって、そういうのは努力してくださいというような意見もございますので、そちらもどのような取組をする予定なのかは、評価書案ができるころには、まだ決まっていないこともあるのかもしれませんが、その時点で取組などがあればそちらも盛り込んで評価書案を書いていただけると分かりやすいかなと思いますので、事業者にお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。事務局は、ぜひ事業者にお伝えいただければと思います。

○宮田アセスメント担当課長 堤委員、どうもありがとうございます。計画書案の段階が、事業計画においてかなり初期の段階になっているので、具体的なシステムについてはまだまだ検討段階だと思います。しかしながら、初期の段階でどのような形で進めていきますという方向性については、その後の具体化に至る中では非常に重要だと思っておりますので、齋藤先生、堤先生、御指摘の点を、計画書案の段階でなるべくしっかりと書いていただけるように、先生方の意見をお伝えいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。いずれにしても、書ける段階ではなかなかないかもしれないのですが、事業化してしっかりやっていただければよいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そのほか、何か意見はございますか。

それでは、おおむね意見が出尽くしたようですので、引き続きまして総括審議を行いたいと思います。事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 本日の資料 1-2「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について(案)を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和2年5月14日に「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

次ページに付表を書いてございまして、付表には、審議会、部会の審議事項等をまとめてございます。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘

する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】の指摘事項になりますけれども、こちらについては先ほど御審議において説明したとおりですので省略させていただきます。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま御説明をいただいた内容で次回の総会に御報告したいと考えてございます。どうもありがとうございました。

本日本日予定しました審議は全て終了いたしました。ほかに何か委員の皆様方からございますでしょうか。

特にないようですので、これで本日の第一部会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 39 分閉会)